

販売店規約

株式会社ESP VIRGIN(以下「当社」という。)は、当社が取り扱う純粋意識改善関連商品(改良品も含む。以下「本商品」という。)を購入する者(以下「販売店」という。)との継続的な売買取引に関し、以下のとおり、販売店規約(以下「本規約」という。)を定める。

【第1章（総論）】

第1条（目的）

本規約に基づき、当社は、本商品を非独占的に販売店に継続的に供給し、販売店は、商品を継続的に購入し、もって、共同の利益の増進と円滑な取引の維持を図る。

第2条（適用）

本規約に定める事項は、本規約の有効期間中、当社と販売店との間に行われる本商品の個別取引(以下「個別契約」という。なお、本規約等と個別契約を合わせて、以下「本規約等」という。)に共通に適用する。ただし、個別契約において本規約と異なる事項を定めたときは、個別契約の定めが優先して適用される。

第3条（分離可能性）

本規約等の条項一部が、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効と判断された場合であっても、残部の条項は、その後も有効に存続する。

第4条（本規約の変更）

当社は、本規約等を随時変更することができる。変更後の本規約等については、当社が別途定める場合を除き、販売店に対し、申請時に記載の電話、メールへの連絡発信又は当社による販売店への書面の提示のいずれか先行する時点により効力を生じる。

第5条（個別契約）

1 当社が販売店に売り渡す本商品の品名、仕様、種類、数量、価格、納期、納品場所、受渡条件等、売買に必要な条件は、本規約に定めるものを除き、個別契約にて別途定める。

2 個別契約は、販売店が本商品の品名、仕様、種類、数量、価格、納期、納品場所、受渡条件等を明示した注文内容を、当社の定める方法で当社に発注し、当社が注文を請けた旨の回答を行った時に成立する。ただし、発注後、3営業日以内に当社から諾否の回答がないときは、個別契約は成立したものとみなす。

3 当社が、販売店に販売する本商品の価格は、別添の「<販売店向け卸価格表>」のとおりとする。

【第2章(販売店)】

第6条 (販売店登録)

1 販売店となる者は、当社が定める方法に従い、販売店登録申請をし、その承認を得るものとする。

2 当社は、第1項に基づく販売店登録申請について、承認する場合も承認しない場合にも、その旨を申請者に通知する。なお、当社が承認を適当でないと判断した場合には、その登録を承認しないことができる。

3 販売店となろうとする者は、前項に基づく当社による承認後、販売店となる。

第7条 (販売店の種類)

販売店の種類並びに入会金及び年会費は、次のとおりとする。

(1)対 象：法人で本商品の販売を行っていく者

(2)入会金及び年会費：無料

第8条 (登録情報の変更の届出)

販売店は、第6条1項に基づく販売店登録申請において申請した販売店の登録情報について、変更があったときは、直ちに当社に連絡する。当社への変更の連絡が遅れたことにより、販売店に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わない。

第9条 (競合品の取扱い)

販売店は、本規約等の有効期間中、当社の書面による承諾なく、日本国内で、本商品と類似又は競合するいかなる商品も、製造、購入、販売、販売促進又はその注文の収集若しくは受諾を行ってはならない。

第10条 (販売促進等)

1 販売店は、本商品の販売に最大限の努力を払わなければならない。

2 販売店は、自己の費用で、本商品の宣伝、広告及びその他販売促進活動を行う。

3 当社は、本商品に関する販売促進物について、販売店の要請があればこれを無償又は有償で販売店に提供する。

第11条 (商品の納入、検査、検収)

1 当社は、販売店に対し、本商品が当社の定める商品仕様(以下「本仕様」という。)を満たすことのみを保証(以下「本保証」という。)し、その他一切の保証は行わない。当社は、

本保証を、販売店による本商品の受領から6ヶ月間に限り行う。本保証の違反があった場合、販売店は、本条第2項及び第3項の規定に従った場合に限り、当社の選択に従い、当該本保証違反にかかる本商品に関する個別契約の解除、代金減額請求又は損害賠償請求のみを行うことができ、他のいかなる請求も行うことはできない。

2 販売店は、本商品を受領したときは、遅滞なく、その品質及び数量につき、検査しなければならない。

3 販売店は、本商品に瑕疵(本仕様を満たさないことをいう。以下同じ。)又は数量不足を発見したときは、当該発見日から起算して3営業日以内に当社に対してその旨を通知しなければ、当該瑕疵又は数量不足を理由とする当社に対するいかなる請求もすることができない。

第12条 (引き渡し及び危険負担)

1 本商品の所有権は、販売店が商品の代金を全額支払ったときに、当社から販売店に移転する。

2 本商品の危険は、商品の引渡完了のときに、当社から販売店に移転する。

【第3章 (知的財産権)】

第13条 (知的財産権の使用許諾)

1 当社は、販売店に対し、当社が保有する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)について、次の範囲の通常使用権を許諾し、販売店は、当該範囲で当社の知的財産権を使用する義務を負う。なお、販売店は、本知的財産権の具体的な使用形態につき、当社から指定された場合を除き、当社の事前承諾を得なければならない。

(1)許諾商品 本商品

(2)使用地域 日本国内

(3)使用範囲 本商品の販売及び販売促進のために本商品の包装、パンフレット、商品説明書、その他の販売促進物に付して使用すること

2 販売店は、本商品に関して本知的財産権以外の知的財産権を使用してはならない。

3 販売店は、本知的財産権と類似する知的財産権を使用してはならず、本知的財産に類似する知的財産につき知的財産権の登録申請をしてはならない。

4 販売店は、第三者が本知的財産権を侵害していること又はそのおそれがあることを発見した場合、直ちに当社にその内容を報告する。この場合、当社は、当該侵害又はそのおそれの排除、若しくは予防のために必要な行為を実施することができ、販売店は、当社からの要請に基づきこれに協力する。

5 販売店による本知的財産権の使用に関して第三者から権利侵害の主張、損害賠償の請求その他の主張若しくは請求がなされた場合、又は本知的財産権につき第三者から無効事由

若しくは取消事由があると主張された場合(無効審判若しくは取消審判を請求された場合を含む。), 販売店は, 自ら費用と責任でこれに対応し, 当社に一切の損失, 費用等の負担を及ぼさない。

第14条 (権利の帰属)

1 本規約等を通じて生じた成果物(本規約等の過程で生じるものも含む。以下同じ。)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)等は, 当社に帰属する。

2 本規約等を通じて生じた成果物及び本規約等の過程で生じる発明, 考案又は創作について, 特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権等の知的財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は, 全て当社に帰属する。

3 販売店は, 前項の知的財産権の出願及び登録手続等について, 当社に協力しなければならない。

4 販売店は, 本規約等を通じて生じた成果物の利用について, 著作者人格権を行使しない。

5 販売店は, 本規約等を通じて生じた成果物が第三者の権利(知的財産権を含むが, これに限らない。)を侵害しないことを保証する。当社が, 第三者から成果物の利用について, 第三者から, 当該第三者の権利侵害を理由に何らかの請求, 異議の申立等を受けた場合, 販売店は自らの責任と負担によりこれを解決するとともに, 当社に生じた損害を賠償しなければならない。

6 本規約等が終了した場合, 終了理由の如何を問わず, 本規約等に基づき当社より受領した資料及び本規約等の終了時点で販売店の手元に残っている成果物のすべてを販売店は速やかに当社に引き渡す。

【第4章 (クレーム対応等)】

第15条 (クレーム等への対応)

1 当社及び販売店は, 本商品に関してクレーム, リコール, 請求等(以下「クレーム等」という。)を受けた場合, その旨及びクレーム等の内容を遅滞なく相手方に通知する。この場合, 当社及び販売店は, 当該クレーム等への対処方法につき, 協議のうえ, 決定する。

2 前項の協議に基づきクレーム等の対策の実施を決定した場合, 当社及び販売店は, 当該対策の実施方法及びその費用負担につき協議のうえ決定する。但し, 当社及び販売店は, 前項に規定する第三者からのクレーム等が自らの責めに帰すべき事由に基づく場合には, 当該クレーム等への対応に関して相手方に生じた一切の費用及び損失を相手方に対して補償する。

【第5章（損害賠償，免責）】

第16条(製造物責任)

本商品の欠陥(製造物責任法2条2項に定義されるところによる。)により第三者の生命，身体又は財産が侵害された場合，当該侵害によって生じた損害について，当社に帰責事由がない限り，当社は責任を負わず，販売店が一切の責任を負う。当該損害につき当社に対して請求がなされた場合，販売店は，当該請求に関して，当社に発生した一切の損失，損害及び費用(弁護士費用を含むがこれに限らない。)をにつき当社に対して補償する。

第17条(損害賠償責任)

1 当社は，本規約等に関して，故意又は重大な過失に基づき，販売店に損害を与えた場合，これを賠償する責任を負う。

2 販売店は，本規約等に関して，故意又は過失に基づき，当社に損害(弁護士費用を含むがこれに限られない)を与えた場合，これを賠償する責任を負う。

3 販売店は，販売店の故意又は過失により，第三者に損害を与えたときは，販売店の責任と負担において処理し，当社は一切の責任を負わない。

第18条（不可抗力）

当社は，天災，地変，火災，ストライキ，戦争，内乱その他の不可抗力による本規約等の全部又は一部の不履行につき，その責任を負わない。

第19条（免責）

当社及び販売店は，当社から販売店に対する顧客に対する販売権益の補償，手数料益，投下資本の補償その他の補償は一切行われなことを確認する。

【第6章(禁止事項)】

第20条（権利義務の譲渡禁止）

販売店は，書面による当社の事前の承諾を得ないで，本規約等に基づく権利，義務又は財産の全部若しくは一部を第三者に譲渡し，承継させ又は担保に供してはならない。なお，販売店は，当社が，本規約等に基づく権利義務及びその地位を承継することがあることに予め同意する。

第21条（再委託の禁止）

1 販売店は，当社の事前の書面による承諾なく，本規約等の全部又は一部の業務を第三者に委託してはならない。

2 販売店は、再委託先が本規約等の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、再委託先に対して本規約等上の販売店の義務と同等の義務を負わせ、再委託先による業務の実施等一切の行為に関して、販売店がなしたものとして、当社に対し一切の責任を負う。

第22条（禁止行為）

販売店は、本規約等において、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない

- (1) マネー・ロンダリング(資金洗浄)行為
- (2) 架空人物、他者へのなりすまし、同一人物による複数の販売店登録行為
- (3) 当社が提供するパンフレット、リーフレット、特典で付与する書籍若しくはCD又は資料を、当社の事前の同意なく、転売、送信、頒布、配布、送信可能化、複写、再生、翻案、送付、譲渡、翻訳、複製、貸与、改変、又はこれらの目的で利用若しくは使用するために保管する行為
- (4) 本商品をインターネット等を用いて不特定多数に販売する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為、不法行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他の販売店若しくは第三者に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (8) 当社の運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- (9) 当社及び他の販売店の信用を損なわせる行為又はそのおそれのある行為
- (10) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、健康増進法及び食品表示法等その他関連法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (11) 本商品の中身の入れ替え、別原料の注入その他本商品を改変する行為
- (12) 当社、他の販売店及び第三者の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利又は利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (13) 上記各号に定める行為を教唆又は幫助する行為
- (14) その他、当社が不適切と判断する行為

【第7章(情報管理)】

第23条（秘密保持）

1 当社及び販売店は、本規約等の遂行により知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾を得な

いで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本規約等の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。なお、秘密情報の開示の方法は、書面、口頭、フロッピーディスク・CD-ROM等の電磁的媒体等その態様を問わない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本規約等における秘密情報には該当しない。

- (1)開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (2)開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (3)開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- (4)正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
- (5)相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報

3 第1項の規定に関わらず、当社及び販売店は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。

(1)当社及び販売店が、本規約等の遂行に必要な範囲で、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等に対して、本規約等遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。但し、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。

(2)当社及び販売店が、法令等(金融商品取引所の規則を含む。)の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

第24条 (個人情報保護)

1 本規約等における個人情報とは、当社及び販売店が本規約等を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。

2 当社及び販売店は、本規約等の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本規約等の定めを遵守して、本規約等の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本規約等の目的以外に、これを取り扱ってはならない。

3 当社及び販売店は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等(以下「漏洩等」という。)の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、当社及び販売店は、個人情報を、本規約等の遂行のためにのみ使用、加工、複製等し、他の目的で使用、加工、複製等してはならない。

4 当社及び販売店において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

【第8章（契約期間，終了後の関係）】

第25条（契約期間）

1 本規約の有効期間は、本規約の締結日より1年間とする。

2 期間満了日の1ヶ月前までにいずれの当事者からも何らの意思表示なき場合、同じ条件でさらに1年間更新され、その後も同様とする。

第26条（解除）

1 当社又は販売店は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には何らの催告を要しないで直ちに本規約等の全部又は一部を解除することができる。

(1)本規約等に違反したとき

(2)差押え，仮差押え，仮処分，強制執行，競売，滞納処分の申立，その他公権力の処分を受けたとき

(3)破産手続開始，民事再生手続開始，会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け，又はこれらの申立を行ったとき，又は私的整理の開始があったとき

(4)支払停止，支払不能に陥ったとき

(5)自ら振出し若しくは裏書した手形・小切手が1度でも不渡りとなったとき

(6)資本減少，主要な株主又は取締役の変更，事業の全部又は一部の譲渡，変更，合併，会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき

(7)公序良俗に反する行為，その他相手方の信用，名誉を毀損する等の背信的行為があったとき

(8)解散し，又は事業を廃止したとき

(9)信用の失墜又はその資産の重大な変動等により，当社販売店間の信頼関係が損なわれ，本規約等の継続が困難であると認める事態が発生したとき

(10)代表者及び担当者が刑事上の訴追を受けたとき，又はその所在が不明になったとき

(11)監督官庁から事業停止処分，又は事業免許もしくは事業登録の取消処分を受けたとき

2 前項に基づき本規約等を解除された者は、解除をした者が被った損害の一切を賠償する。

第27条（期限の利益）

1 当事者の一方が本規約等に定める条項に違反した場合、相手方の書面による通知により、相手方に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

2 当事者の一方に前条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、相手方からの何らの通知催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し直ちに相手方に弁済しなければならない。

第28条（解約）

1 当社は、販売店に対して、書面により通知することにより、いつでも本規約等の解約を申し出ることができる。この場合、書面の到達日から1ヶ月を経過した日をもって、販売店との本規約等の契約関係が終了する。

2 前項の場合でも、当社は、販売店に対して、解約を理由に販売店が被った損害について、損害賠償責任を負わない。

第29条（契約終了後の権利義務）

本規約等の終了にかかわらず、本条、第11条、第18条ないし第26条及び第33条ないし第35条、引き続きその効力を有する。ただし、第25条については終了日から5年間に限る。

第30条（契約終了に伴う措置）

1 販売店は、本規約終了後(但し、本規約等が当社による解除により終了した場合を除く。本条において、以下同じ。)1ヶ月間に限り、日本において、在庫の販売を継続することができる。かつ、当該在庫の販売のために本知的財産権を非独占的に使用することができる。当該期間終了後、販売店は、直ちに残った在庫を破棄する。この破棄に係る費用は、販売店の負担とする。

2 販売店は、当社に対し、本規約終了後10日以内に、本規約終了時に販売店が所有する本商品の数量を通知する。

3 本規約の終了時に存在する個別契約については、当該個別契約の存続期間中、本規約が適用される。

4 販売店は、第1項の規定に違反し、在庫の販売をした場合には、販売によって得た利益を当社に賠償する。

【第9章（その他）】

第31条（反社会的勢力の排除）

1 当社及び販売店は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

(2)反社会的勢力と次の関係を有していないこと

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を供与し又は便宜を供与する等反社会的勢力の維持、運営に協力し又は関与している関係

(3)自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。)が反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(4)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、取引を実施するものでないこと

(5)自ら又は第三者を利用して、取引に関して次の行為をしないこと

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 当社及び販売店の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本規約等を解除することができる。

(1)前項第1号ないし第3号の確約に反する表明をしたことが判明した場合

(2)前項第4号の確約に反し取引をしたことが判明した場合

(3)前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により本規約等が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償する。

4 第2項の規定により本規約等が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し、一切の請求を行わない。

5 当社及び販売店は、反社会的勢力と取引関係を有してはならず、事後的に、反社会的勢力との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じる。

第32条（準拠法，管轄裁判所）

1 本規約等の成立，効力，解釈及び履行は，日本法に準拠する。

2 本規約等に関する紛争の専属的合意管轄裁判所は，訴額に応じ，当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

第33条（誠実協議）

本規約等に定めのない事項及び本規約等の内容の解釈につき相違のある事項については，本規約等の趣旨に従い，両当事者間で誠実に協議のうえ，これを解決する。